

感謝状被表彰基準

(趣 旨)

- 1 この基準は、千葉市保健衛生功労者表彰要綱に準用し保健医療、衛生行政の推進に顕著な功労があった者の功績を讃え、もって本市の公衆衛生の向上に資するため、その感謝状交付について必要な事項を定めるものとする。

(感謝状表彰基準)

- 2 (1) 本基準は、千葉市保健衛生功労者表彰要綱の別表第1に掲げるもので6年以上経過した者に対し、保健所長は感謝状を交付するものとする。
(2) 前項の規定により保健所長感謝状を受け概ね6年を経過したもので連続して10年以上勤めた者に対し、市長は感謝状を交付するものとする。
ただし、表彰する際、被感謝者は、その職を継続しているものとする。

(推薦の方法)

- 3 健康課長は2の(1)及び(2)に該当する者については、被感謝者に関する功績調書を添えて健康推進課長または健康支援課長へ推薦する。

(表彰の時期)

- 4 表彰は、必要な都度行なうものとする。

(委 任)

- 5 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

- この基準は、平成 4年 4月1日より施行する。
この基準は、平成 9年 8月1日より施行する。
この基準は、平成14年 4月1日より施行する。
この基準は、平成23年 4月1日より施行する。
この基準は、平成28年 3月1日より施行する。
この基準は、令和 2年 4月1日より施行する。